「神奈川県議会基本条例(仮称)」骨子案

(骨子案での表記)

○ この骨子案での表記は、次の基準での略記としている。

(骨子案での表記)

(本来の表記)

県

神奈川県

・県民

神奈川県民

議員

神奈川県議会議員

• 県議会

神奈川県議会

• 知事等

知事その他の執行機関

前文

- 県民の代表としての県議会の努力
- 真に住民意思に基づく地方自治実現のための県議会の取組み
- 真の二元代表制の確立に向けた努力
- 基本理念等を明らかにするなどの条例制定の意義と県議会の決意

第1章 総 則

目 的

○ この条例は、地方自治のあるべき姿を念頭に、基本理念並びに議員及び県議会の使命、役割等の基本的事項を定め、県民に分かりやすい、開かれ、充実した県議会の実現に向けて努力することを通じて、県民の負託にこたえ、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川の実現を目指すことを目的とする。

基本理念

○ 知事とともに二元代表制の一翼を担い、県民を代表する県議会は、 その権能を最大限に活用し、常に県民とともに歩む、地方分権の時 代にふさわしい議会であるために、絶えずそのあり方を検証し、改 革する議会であり続けるよう努力を重ねていくものとする。

第2章 議員

議員の使命

- 議員は、県政の課題の把握に努めるとともに、公益性、公平性の 見地から、県全体を見据え、県議会の場で民意の県政への適切な反 映に努めなければならない。
- 議員は、民意を県政に適切に反映させるため、日ごろから、積極的に地域で活動するとともに、その活動について、県民への説明に努めなければならない。
- 議員は、その資質の向上に向けて、不断の研さんに努めなければ ならない。

議員の役割

- 議員は、県議会の本会議、委員会その他の会議で審議、審査等を 行うとともに、必要に応じて、議案を提出する。
- 議員は、審議、審査等のために必要な調査研究を実施するととも に、必要に応じて、知事等から資料の提出や説明を求めるものとす る。
- 議員は、県政について地域や県域で広く県民に説明し、県民の意 見を聴くものとする。

議員と会派

- 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。会派を結成したときは、会派の代表者は、会派届を議長に提出する。
- 会派は、議会活動の一翼を担い、議員の活動を支援する。
- 会派は、県議会内の自律的な団体として、会派の会議を主催する ほか、政策調査、予算要望、広報活動等の実施主体となる。
- 県議会は、会派間で協議が必要と認めたときは協議の場を設ける ことができる。

第3章 県議会

県議会の使命

○ 県議会は、民意を代表する議員が集い、政策立案能力や議員の資質の向上を図りながら、本会議、委員会での討論をはじめとした多彩な議会活動を通じて、多様な意見を県政に反映し、県としての意思決定を図る。

県議会の役割

- 県議会は、自治立法権の担い手として、政策立案等を行うととも に、必要に応じて、国等への意見表明を行う。
- 県議会は、知事等の政策等の実施状況を常に監視するとともに、 その結果を評価し、県民に明らかにする。
- 県議会は、議会活動で明らかとなった県政の課題や審議内容等を 県民に分かりやすく説明する。

県議会の機能強化

- 県議会は、県民の視点に立った継続的な議会改革に取り組むため、 検討組織を設置する。
- 県議会は、議会活動に関して必要があると認めるときは、別に条例に定めるところにより、審議、諮問又は調査のための機関を設置することができる。
- 県議会は、県議会の代表である議長の権限の充実強化に取り組む。
- 議長は、県議会の機能強化のための先導的役割を担うものとする。
- 県議会は、議員及び県議会に求められる役割を十全に果たせるよう、議員の位置付けの明確化に取り組む。
- 県議会は、資質向上のための議員研修の実施に努めるとともに、 議会活動を支える議会局の組織体制を充実強化する。

県議会の組織及び運営

- 県議会は、地方分権の時代にふさわしい議会として、その透明性 を確保するとともに、適時、適切な議会運営の実施に努めるものと する。
- 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会その他の会議は、それぞれの設置目的にあわせて、十分な機能が発揮されるよう、議員間相互の討議の採用など、弾力的な運営に努めるものとする。

第4章 県民と県議会

県民と県議会の関係

- 県議会は、主権者である県民自らが、議会活動に参画できるよう 努めなければならない。
 - ・ 県議会は、本会議、委員会その他の会議を、原則として公開する。
 - ・ 県議会は、積極的な情報の公開及び発信に努めなければならない。
 - ・ 県議会は、議会活動への参画及び情報の公開、発信に当たっては、すべての県民が等しくその利益を享受できるよう配慮するものとする。

- 県議会は、県民の意見や知見を審議等に反映させるため、参考人、 公聴会の制度を活用する。
- 県議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案 と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設ける。

広報広聴機能の充実

- 県議会は、政策課題等について、必要があると認めたときは、広く県民意識等を調査するとともに、議会報告会を開催することができる。
- 県議会は、開かれた議会づくりのための広報委員会を設置することができる。

第5章 県議会と知事等の関係

知事等との関係

○ 県議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、良き緊張関係を保持しながら、知事等に対する監視、評価等の役割を果たしていくものとする。

監視機能の充実

○ 県議会は、県政運営の実情や評価の結果を明らかにするとともに、 県政運営を適正に監視するために必要な機能の充実に努める。

質問等の充実

○ 県議会は、本会議や委員会その他の会議での質問等の充実に向け、 効果的な方法を選択することができる。

県議会への説明等

(知事等の県議会への説明等について定める。)

知事等の反問権等

○ 知事等は、本会議又は委員会において、議員提案による議案の審議、審査並びに議員又は委員の質問、質疑及び意見に対して、議長 又は委員長の許可を得て、反問又は意見を述べることができる。

第6章 倫理の尊重

議員及び議会の活動における倫理の尊重

○ 議員は、公の立場を常に自覚し、県民の代表としての良心と責任 感をもって、常に品位を保持するよう倫理の尊重に努めなければな らない。

第7章 他の条例との関係等

他の条例との関係

○ この条例は、県議会に関する基本的な事項を定める条例であり、 議員報酬、政務調査費、議員定数、会期、議会の議決に付すべき事 件、議員及び議会の活動における倫理の尊重等県議会に関連する他 の条例を制定、改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しな ければならない。

条例の見直し手続等

- 県議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。
- この条例の施行に際して必要な規程は、別に定める。

附則

条例の施行

○ この条例の施行について定める。